

『医療連携鍼灸師』とは

日本東方医学会に所属する鍼灸師で、指定の講座を受講後、論文を提出し、審査を経て認定される制度。認定後も学術大会や医鍼薬地域連携研究会を通じて研鑽を積む鍼灸師。

(1) 必要な4つの要素

- ①現代医学を否定しない
- ②専門外(自分以外)の療法を安易に否定しない
- ③他の医療者とコミュニケーションが取れる
- ④他の療法について学ぶ姿勢がある

(2) 6つのルール

- ①連携において営利を目的とした過剰な経済活動を行わない
- ②連携において宗教活動を行わない
- ③連携において医療倫理に順じた行動を心がける
- ④連携において流派の優劣をつけない
- ⑤議論はオープンに、終わったらノーサイド
- ⑥患者様の利益を第1に考え、その権利を守り、その秘密を保持する

(3) 医鍼薬地域連携研究会倫理要綱

医療専門職であり医療者の一員として、医療連携を進めるにあたり

- ・私は、人間の生命、人間としての尊厳及び権利を尊重する。
- ・私は、国籍、人種・民族、宗教、信条、年齢、性別及び性的指向、社会的地位、経済的状態、ライフスタイル、健康問題の性質にかかわらず、対象となる人々に平等に医療を提供する。
- ・私は、患者の知る権利・自己決定の権利を尊重し、その権利を擁護する。
- ・私は、守秘義務を遵守し、個人情報の保護に努めるとともに、これを他者と共有する場合は適切な判断のもとに行う。
- ・私は、自己の責任と能力を的確に認識し、実施した医療について個人としての責任をもつ。
- ・私は、常に、個人の責任として継続学習による能力の維持・開発に努める。
- ・私は、研究や実践を通して、専門的知識・技術の創造と開発に努め、地域医療の発展に寄与する。
- ・私は、対象となる人々との間に信頼関係を築き、その信頼関係に基づいて医療を提供する。
- ・私は、他の医療者・保健医療福祉関係者ととともに、互いに尊敬し、互いを尊重し合い、互いの信頼を持って協働して医療を提供する。
- ・私は、より質の高い医療を行うために、私自身の心身の健康の保持増進に努める。
- ・私は、社会の人々の信頼を得るように、個人としての品行を常に高く維持する。
- ・私は、地域の人々がよりよい健康を獲得していくために、地域社会に対し貢献する責務を持つ。